

周術期、回復期、終末期の口腔

機能管理の強化と病診連携

シリーズで掲載中の2024年歯科診療報酬改定の要点と解説ですが、今回は周術期、回復期、終末期の口腔管理の評価と病診連携について解説します。

■周術期等口腔機能管理Ⅳの新設と対象患者の拡大

周術期等口腔機能管理計画策定料（周計）の対象に、「集中治療室で治療する患者」が加わりまし

起算して6月を超えた場合は、長期管理加算50点を算定します（表1）。

■周術期等専門的口腔衛生処置の適応拡大と算定単位の拡大

周術期等専門的口腔衛生処置Ⅰ（術口衛1）は、周Ⅰ・Ⅱの対象患者が入院外の患者にも拡大しました。また、周Ⅲ・周Ⅳで管理中の放射線治療または化学療法の患者に対して、歯科医師または歯科衛生士が、口腔粘膜保護剤による処置を実施した場合に周術期等専門的口腔衛生処置Ⅱ（術口衛Ⅱ）が術口衛1とは別日に算定できます。算定できる回数は（表2）の通りになります。

■回復期等口腔機能管理料および回復期等専門的口腔衛生処置の新設

医科において、療養病棟入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料を算定する患者で、リハビリテーションなどを実施する保険医療機関からの文書により依頼に基づき、患者またはその家族の同意を得た上で、回復期などの口腔機能の評価および一連の管理計画を策定した場合に、今回新設された回復期等口腔機能管理計画策定料（回計）300点を

算定します。

また、回計算定月から月

1回に限り回復期等口腔機能管理料（回管）200

点、回復期等専門的口腔衛生処置（回口衛）が月2回200点を算定することができます（表3）。

■がん末期の訪問歯科衛生指導料、周術期等専門的口腔衛生処置の回数制限緩和

緩和ケアを実施する患者に対する訪問歯科衛生指導料（訪衛指）がこれまでの月4回から8回までの月4回から8回まで、令和4年「国民健康・栄養調査」結果

（二宮秀則記）

口腔機能低下が原因か

年齢が増す毎に食べにくさ増す

厚生省は8月末に令和4年「国民健康・栄養調査」結果を公表しました。その中の「歯・口腔の健康に関する状況」で「食事の様子」における調査結果が図（別掲）のようになっています。初めに半数を超えました

表1 周術期等口腔機能管理料の算定区分（は変更点）

区分	対象患者	算定単位	点数
周術期等口腔機能管理料Ⅰ	がん等に係る手術（歯科疾患は3日以上以上の入院患者）	手術前1回	280点
入院外、入院先の病院以外		手術後3月以内計3回	190点
周術期等口腔機能管理料Ⅱ		手術前1回	500点
入院中の病院が管理		手術後3月以内月2回	300点
周術期等口腔機能管理料Ⅲ	放射線治療、化学療法、緩和ケア、集中治療室で治療を実施する場合	月1回	200点
入院外		長期管理加算（6月超）	+50点
周術期等口腔機能管理料Ⅳ	集中治療室で治療を実施する場合	3月以内2回、他月1回	200点
入院中		長期管理加算（6月超）	+50点

表2 周術期等専門的口腔衛生処置（術口衛）（は変更点）

区分	対象患者	術口衛1 100点	術口衛2 110点
周Ⅰ・Ⅱ	がん等の手術を実施する場合※	術前・術後各1回	
周Ⅲ・Ⅳ	放射線治療または化学療法	月2回	月1回
	集中治療室で治療を実施		
	緩和ケア	月4回	

※入院外でも算定できる

表3 回復期等口腔機能管理の算定例

初月	回復期等口腔機能管理計画策定料 回復期等口腔機能管理料 回復期等専門的口腔衛生処置（月2回まで）
次月以降	回復期等口腔機能管理料 回復期等専門的口腔衛生処置（月2回まで）

で、周Ⅲ・周Ⅳを算定した月の術口衛1は、これまでの月2回から4回まで算定できるようそれぞれ回数制限が緩和されていますので留意ください。